

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月20日
条例の題名	三重県消費生活条例	公 布 日	平成7年12月22日
条例番号	平成7年三重県条例第49号	直 近 改 正 日	平成18年3月28日
所管部局課	環境生活部交通安全・消費生活課	電 話 番 号	059-224-2400
条例の概要	県民の消費生活の安定・向上のための基本理念を定め、その理念の達成のため県及び事業者等の責務を規定するとともに、不当な取引行為の防止のための必要な事項を定める。	条例の 類型	規制型 理念型
視 点	項 目	回 答	検 討 内 容
必 要 性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県、事業者及び事業者団体の責務等並びに消費者及び消費者団体の役割を明記し、県民の消費生活の安定及び向上を図るものであり、条例の目的は現在においても妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県民の消費生活の安定及び向上は、県民の福祉の増進に寄与するものであり、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	はい	消費者の生命、身体、財産が侵されることなく安全が確保されるために必要な規制である。
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	義務を課し、又は権利を制限する内容であり、条例以外の手段で目的を達成する方法はない。
適 法 性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	「消費者基本法」において、消費者政策を推進することは県の責務とされており、また、法令に抵触していない。
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	「消費者安全法」等、関係する法令の内容に抵触する事項がない。
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有 効 性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	県民カビジョンにおいて、「消費生活の安全の確保」が施策に掲げられており、整合している。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効 率 性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	県民の消費生活の安定・向上のため、法律で規定のないことについて定めているものであり、条例の定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	県民の消費生活の安定・向上のため、法律で規定のないことについて定めているものであり、条例の定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	「消費者安全法」等、関係する法令の内容に重複する事項がない。

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	県民全てに及ぶもので、一部県民に限られたものではない
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	市町との連携、消費者団体の自主的な活動の支援について規定している。
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	意見を受けていない。
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項	
	改正を検討する。 現在の規定は、要件のいずれも満たし、改正の必要がないが、 条項ずれ(第40条第2号 第11条第7項、第12条第7項及び第21条第3項 第13条第7項、第14条第7項及び第24条第3項)の対応が必要である。		見直しに関する規定の有無 <div style="text-align: center;">無</div>
			有効期限に関する規定の有無 <div style="text-align: center;">無</div>